

第2章

成果目標及び活動指標

本章では、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービス*、相談支援及び生活支援事業の提供体制の確保にかかる目標について、令和5年度を目標年度とする成果目標及び活動指標を設定します。

設定する成果目標は、以下の7項目です。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児*支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 施設入所者の地域への移行

【目標】

地域生活への移行を進める観点から、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5年度末における地域生活に移行する人の人数を令和元年度末時点の施設入所者の6%以上とすることを目標値として設定します。

また、施設の入所者数について、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することとします。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	276人	
【目標①】地域生活移行者の増加	17人 ----- 6%以上	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の数
【目標②】施設入所者の削減	5人 ----- 1.6%以上	(A)の時点から令和5年度末時点における施設入所者の削減数

【方策】

- サービス等利用計画の相談等を通じて、障害当事者の希望に沿った形で、地域移行の可能性を探ると共に、入所施設や移行先となるグループホーム等との連携を強化します。
- 家族と自宅で生活する場合や、アパートで単身生活をする場合等、移行後の生活状況に合わせた支援体制を構築します。
- 障害者が地域生活に移行する上で、障害に対する理解が不可欠であるため、地域交流の機会の確保や啓発に努めます。

【国の指針】

目標	年度目標
① 施設入所者の地域生活への移行	令和5年度末における地域生活への移行者数について、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上とする。 令和2年度末において、第5期計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上とする。
② 施設入所者の削減	令和5年度末の施設入所者について、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】

増加傾向にある精神障害者に対する包括的な支援を行うため、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

目 標		単 位	令和元年度 実績	令和5年度 目標
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		回	-	1回以上
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	保健	人	-	1人以上
	医療（精神科）	人	-	1人以上
	医療（精神科以外）	人	-	1人以上
	福祉	人	-	1人以上
	介護	人	-	1人以上
	当事者	人	-	1人以上
	家族	人	-	1人以上
その他	人	-	1人以上	
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		回	-	1回以上

【方策】

- 精神障害者が必要な支援を受けて、地域の中で安心して生活できるよう、個々の支援においては連携体制を取っていますが、地域全体の目標や課題を共有しながらより強力な連携体制が取れるよう、関係者による協議の場を設置し、地域包括ケアシステムを構築します。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
② 精神病床における1年以上長期入院患者数	令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以内長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数について、基本的な指針別表第四に掲げる式により算出した数を目標値として設定する。
③ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。

【県の目標】(参考)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、②精神病床における1年以上長期入院患者数、③精神病床における早期退院率について、目標値を設定します。

目 標		平成29年度実績	令和5年度目標
① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数		-	316日以上
② 精神病床における1年以上長期入院患者数	65歳以上	-	1,097人
	65歳未満	-	673人
③ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	69%	69%以上
	入院後6カ月時点	84%	86%以上
	入院後1年時点	90%	92%以上

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【目標】

障害の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、国の指針における「地域生活支援拠点等（「地域生活支援拠点」または「面的な体制」を指す）のうち、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」を進めています。

この「面的整備」を進めるための具体的な施策として、これまで、既存の相談支援センターによる相談支援体制と緊急時の受入体制の整備を進めてきました。

今後は、既に確保している体制の機能に加え、基幹相談支援センター*を設置することで、相談支援体制の充実に努め、年1回以上、運用状況を検証及び検討することとします。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
① 地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所
② 運用状況の検証・検討の実施回数	未実施	年1回以上

【方策】

- 基幹相談支援センターを中心とする相談機能／一人暮らしやグループホームにおける生活等の体験の機会や場の提供／ショートステイの利便性や対応力向上等の緊急時の受入・対応機能／人材の確保や養成といった専門性の維持機能/居住支援、障害者*の高齢化に対応した日中活動の場の提供等／「面的体制」に求められている機能の充実に努めます。
- 長野市障害ふくしネットにおいて、年1回以上、面的体制の運用状況の検証及び検討を行います。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【目標】

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人数について、令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを目標値として設定します。

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

就労移行支援事業が一般就労への移行における重要な役割を担っていることを踏まえ、一般就労への移行について、令和元年度実績の1.3倍以上とすることを目標値として設定します。

③ 就労継続支援事業における一般就労への移行者数

就労継続支援事業の事業目的等鑑み、就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上を目指します。

目 標		令和元年度実績	令和5年度目標
①	福祉施設から一般就労への移行者数	65人[ア]	83人 [ア]の1.28倍
②	就労移行支援事業における一般就労への移行者数	42人[イ]	55人 [イ]の1.31倍
③	就労継続支援事業における一般就労への移行者数	A型	4人 [ウ]の1.33倍
		B型	19人 [エ]の1.27倍
④	生活介護・自立訓練（機能訓練/生活訓練）から一般就労への移行者数（参考）	5人[オ]	5人 [オ]の1.0倍

【方策】

- 長野圏域障害者就業・生活支援センターや、相談支援事業所、障害のある人や就労に関係する機関と連携を図り、障害のある人の特性に合わせた就労先の確保に努めます。
- 一般就労の受け皿となる企業による障害に対する理解が不可欠であるため、障害への理解が進むよう、啓発に努めます。
- 障害福祉サービス*事業所との連携により、就労移行支援事業の利用促進を図るとともに、支援の担い手の育成や事業の周知に努め、一般就労に繋がるよう、障害のある人の特性に応じたきめ細かい支援を行います。
- 各事業所の支援員や相談員、プランナー、ケースワーカー*が連携し、障害のある人の特性を見極め、適切な支援を行いながら、移行できる体制づくりに努めます。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
① 福祉施設から一般就労への移行者数	令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
② 就労移行支援事業における一般就労への移行者数	令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上とすることを基本とする。
③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	A型事業については、令和5年度中に一般就労に移行する人数を、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、B型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。

【目標】

④ 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

障害者*の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人のうち、7割以上が利用することを目標値として設定します。

また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標値として設定します。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
① 就労定着支援事業 利用者数 (就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の7割以上)	31人	58人 (70%)
② 就労定着率8割以上の事業所数（全事業所の7割以上）	6/9事業所	10/14事業所 (71%)

【方策】

- 就労定着支援事業の利用者数については、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人について、移行支援が終了した後も就労状況を把握し、受け入れ企業とも連携しながら、必要があれば支援が行えるよう、体制づくりに努めます。
- 就労定着率8割以上の事業所数については、支援の担い手の育成の他、就労定着の際の課題の傾向や対処方法について、支援者間で情報の共有が行える体制をつくり、各事業所の就労定着率が高まるよう努めます。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
① 就労定着支援利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
② 就労定着率	就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とすることを基本とする。

(5) 障害児*支援の提供体制の整備

【目標】

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の整備と充実を図ります。また、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問の実施体制の充実を目指します。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
児童発達支援センターの設置	2箇所	2箇所以上
保育所等訪問支援を実施する主体数	4箇所	5箇所以上

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保と支援の充実を目指します。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	4箇所	5箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	4箇所	5箇所

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、平成30年度に設置された「長野圏域障がい児等医療支援推進会議」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るとともに、長野圏域で配置予定の医療的ケア児等コーディネーターと連携を図りながら、医療的ケア児に対する支援の充実を図ります。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	3人

【方策】

- 発達に不安のある児童とその家族のニーズを把握しながら、市内2箇所の児童発達支援センター及び4箇所の保育所等訪問支援事業所における、相談支援、保育所等訪問支援体制の充実に努めます。
- 子育て支援に係る施策である「発達支援あんしんネットワーク事業」を通じて、要配慮児とその保護者への支援や関係機関との連携を図りながら、成長や発達に応じた一貫した支援につなげます。
- 重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の増加や、障害児*とその保護者、事業所、医療機関等の連携を図り、必要とされる支援が受けられる体制づくりに努めます。
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の協議の場である、長野圏域障がい児等医療支援推進会議において、医療機関、福祉関係機関、教育事務所や特別支援学校*等の教育関係機関、行政（保健・福祉・教育関係課）の関係者が集まり、課題や対策について協議を行い、医療的ケアが必要な障害児等に対する医療支援の推進に努めます。
- 長野圏域で配置医療的ケア児等コーディネーターと連携を図りながら、医療的ケア児とその家族に対する支援を行います。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。また、各市町村は又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【目標】

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センター*を設置し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制を強化する体制を確保します。

令和5年度の目標については、令和元年度の相談件数約 17,000 件のうち、一般相談を除く 5,000 件を目標値とします。

また、人材育成の支援件数については、現在 33 箇所ある相談支援事業所に対し、年 1 回訪問による人材育成を行うことを目指し、33 件を目標値とします。

その他、地域の相談機関との連携強化として、市内の地域包括支援センターや保健センター、各地区の民生委員・児童委員*との連携を図ります。

目 標	令和元年度実績	令和5年度目標
総合的・専門的な相談支援の実施回数	18,167回	21,800回
専門的な指導・助言回数	-	5,000回
人材育成の支援件数	-	33件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	-	20回

【方策】

- これまでは、相談支援センターを機能強化し、基幹相談支援センターと位置づけてきましたが、新たに基幹相談支援センターを設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
- 基幹相談支援センターでは、現在市内に 33 箇所ある地域の指定相談支援事業所に対し、専門的な指導、助言を行います。
- 地域の指定相談支援事業所を訪問し、人材育成の支援を行います。
- 地域の相談機関との連携強化の取組として、地域包括支援センターや保健センターと連携強化を図ります。
- 各地区民生委員・児童委員との連携を図ります。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
相談支援体制の充実・強化	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針（別表第一の九）に掲げる相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

(7) 障害福祉サービス*等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【目標】

本市職員が障害者総合支援法*の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくことにより、利用者が真に必要なサービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

目 標		令和元年度実績	令和5年度目標
① 県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数		12人	15人
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	無	有
	審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	0回	1回

【方策】

- 長野県が実施する、障害区分認定調査員研修、相談支援専門員研修、障がい者虐待・権利擁護*研修等に積極的に参加します。
- 「障害福祉サービス費請求の過誤」について、事業所実地指導や集団指導で、事業所に情報を提供し、請求の過誤を無くす取組を行います。

【国の指針】

目 標	令和5年度目標
障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築	令和5年度末までに、基本指針（別表第一の十）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。